



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。先月に引き続き、元号の話をしようと思います。

元号表記は西暦との対応がやや面倒ですが、平成ならば、西暦2000年が平成12年にあたることを覚えていけば、暗算できるでしょう。西暦の下二桁に12を足したものが平成にあたるので、2019年は平成31年でした。昭和はやや難しくなりますが、第二次世界大戦の終了が1945年、昭和20年ですから、西暦の下二桁から25を引くと昭和の年になります。大正、明治となると、さらにややこしいですが、対応表を参照すれば換算できます。

ところが、さらに以前となると、暦の話がからんできて極めて難しくなります。日本で西暦(グレゴリオ暦)が導入されたのは明治5年で、それまでは天保暦という太陰太陽暦を用いていました。明治5年12月2日は1872年12月31日にあたりますが、その翌日は明治6年1月1日(1873年1月1日)となりました。それ以前は、月日自体が西暦とずれています。例えば、明治元年は明治元年9月8日ですが、西暦だと、1868年10月23日にあたります。両者のずれは毎年変化しますので、換算は困難です。ちなみに、赤穂浪士の討ち入りは、12月14日ということになっていますが、これは元禄15年12月14日であって、西暦では、1703年1月30日となります。しかし、1月30日を討ち入りの日と呼ぶ人はあまりいないでしょう。

グレゴリオ暦は、1582年にローマ教皇グレゴリウス13世が定めたもので、それまではシーザーが定めたユリウス暦が用いられていました。ユリウス暦も閏年のある太陽暦ですが、1年を365.25日と計算していて、徐々に実際の季節とずれてきたので、1年を365.2425日とするグレゴリオ暦に改められました。カトリックの国では比較的早く導入されましたが、例えば正教国だったロシアでは、20世紀に入ってもユリウス暦を用いていました。ロシア革命を10月革命と呼んだり、11月革命と呼んだりするのは、このためです。

ところが、さらに以前となると、暦の話がからんできて極めて難しくなります。日本で西暦(グレゴリオ暦)が導入されたのは明治5年で、それまでは天保暦という太陰太陽暦を用いていました。明治5年12月2日は1872年12月31日にあたりますが、その翌日は明治6年1月1日(1873年1月1日)となりました。それ以前は、月日自体が西暦とずれています。例えば、明治元年は明治元年9月8日ですが、西暦だと、1868年10月23日にあたります。両者のずれは毎年変化しますので、換算は困難です。ちなみに、赤穂浪士の討ち入りは、12月14日ということになっていますが、これは元禄15年12月14日であって、西暦では、1703年1月30日となります。しかし、1月30日を討ち入りの日と呼ぶ人はあまりいないでしょう。

グレゴリオ暦は、1582年にローマ教皇グレゴリウス13世が定めたもので、それまではシーザーが定めたユリウス暦が用いられていました。ユリウス暦も閏年のある太陽暦ですが、1年を365.25日と計算していて、徐々に実際の季節とずれてきたので、1年を365.2425日とするグレゴリオ暦に改められました。カトリックの国では比較的早く導入されましたが、例えば正教国だったロシアでは、20世紀に入ってもユリウス暦を用いていました。ロシア革命を10月革命と呼んだり、11月革命と呼んだりするのは、このためです。

7月7日(日)七夕の昼食には、“ちらし寿司”をご用意します。星型にカットした人参で、ちらし寿司を飾り、輪切りのオクラと素麺で清まし汁に天の川を作るなど、七夕をイメージした内容となっています。その他にも、“枝豆ご飯”など、季節の食材を取り入れた献立になっています。旬の食材は、味が良いだけではなく、栄養も満点です。また、夏限定のおやつ“ソフトクリーム”も、各フロアをまわって提供いたしますので、暑さに負けないよう、食事をしっかりと、元気にお過ごしください。

お知らせ

河北医療財団ではfacebookページを持っております。

今後、シーダ・ウォークのコンサートや、園芸活動等の様子も公開していきますので、是非ご覧になってみてください。



イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆ 7月7日(日) 西荻おわら風の舞
【西荻おわら風の舞の皆さん】
- ◆ 7月27日(土) クラシック室内楽演奏
【アンサンブル・コマエドの皆さん】



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、この連載ですが、今回のテーマは…

施設入居している両親と面会する権利

子どもには、施設入居している両親と面会する権利があるのでしょうか。

近時、相続の前哨戦のような形で、子どもが老年の両親を囲い込み、他の親族との面会を拒否する、というトラブルが見られるようになっていきます。

こうしたトラブルの解決にあたり、子どもに施設入居中の老年の両親と面会する権利があるのかどうか、議論されるようになっていきます。

この問題について判断した裁判例が、今年の4月11日に発行された公判物に掲載されていました。横浜地判平30.7.20 判例時報 2396-30です。

この事件では、長男が認知症に罹患している父母を囲い込み、父母の入所施設名すら明らかにせず、長女との面会を妨害していました。

長女が長男に対して、両親との面会の妨害をしないよう、仮処分を申し立てたのが本件です。

裁判所は、以下のように述べて、長女に両親と面会する権利があることを認めました。

「債権者(長女、括弧内筆者)は、両親の子であるところ、前記認定事実のとおり、両親はいずれも高齢で、アルツハイマー型認知症を患っていることからすると、子が両親の状況を確認し、必要な扶養をするために、面会交流を希望することは当然であって、それが両親の意思に明確に反し、両親の平穏な生活を侵害するなど、両親の権利を不当に侵害するものでない限り、債権者は両親に面会する権利を有するものといえる。」

判例集(判例時報 2396号)では、本件は「子の両親に面会する権利を認めた初めての画期的な事案」として紹介されています。

従来、老年の両親と会えないという悩みを抱えている人に対しては、面会交流の権利性が認められるかどうかは不分明であったため、法的措置による解決に消極的な見解を示すこともありました。

老年の親に会えないという悩みを抱えた人にとって、確かな希望になり得るものだと思います。今月号では、この裁判例を紹介させていただくことにしました。

桜丘法律事務所 弁護士 師子角允彬

(電話)03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX. 03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2019年6月25日発行 vol.145 編集:山口・安倍・村松・大島



園芸活動

利用者さんから好評で続けている園芸活動です。「五感で楽しんで頂く」を目的に、植物を育て、土に触れ、太陽を浴び、日々の生活の刺激になればと活動しています。これからは収穫したものを召し上がって頂けるようなイベントにもチャレンジしていきたいと考えています。



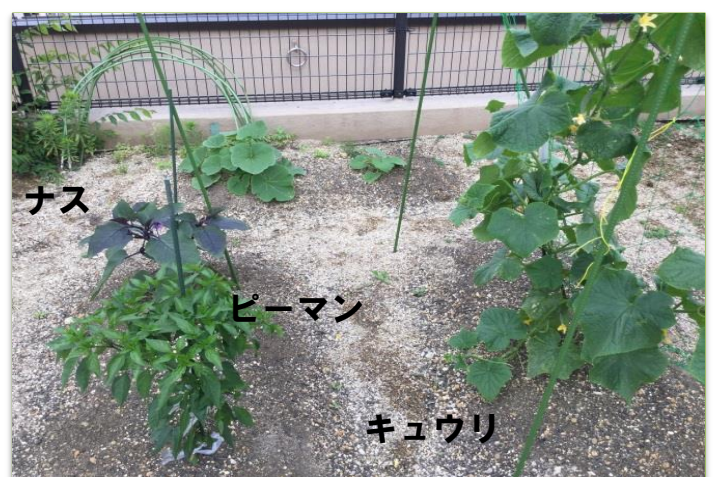
ピーマンを植えています！



施設で取れたて！梅シロップ作り！



トマトがもうすぐ色づきそうです



さまざまな野菜を利用者さんと共に育てています

他の野菜の収穫も楽しみです！